

# 令和4年12月18日執行佐賀県知事選挙における候補者の選挙運動費用収支報告書の概要

## 1 選挙運動費用収支報告書の提出者

	今回	*前回
候補者数	2人	2人
提出者数	2人	2人

\*「前回」とは平成30年12月16日執行佐賀県知事選挙をいう。以下同じ。

## 2 収支の状況

### (1) 収入

収入総額は、約10,454千円で前回(約9,253千円)に比べ、約1,201千円の増加(前回比113.0%)となっている。

#### ①収入総額

今回	前回	前回比
10,454,380円	9,253,396円	113.0%

#### ②一人当たり

今回	前回	前回比
5,227,190円	4,626,698円	113.0%

### (2) 支出

支出総額は、約11,226千円で前回(約11,446千円)に比べ、約220千円の減少(前回比98.1%)となっている。

#### ①支出総額

今回	前回	前回比
11,225,952円	11,446,418円	98.1%

#### ②一人当たり

今回	前回	前回比
5,612,976円	5,723,209円	98.1%

## 3 収支の項目別内訳

### (1) 収入

収入の構成比は、100%が寄附、0%がその他の収入となっている。

収入額	収入の内訳	
	寄附	その他の収入
10,454千円	10,454千円 (100%)	0千円 (0%)

### (2) 支出

支出額が多い項目は、印刷費、広告費、人件費、雑費の順で、この4項目で支出額全体の約80.2%を占めている。

(単位:千円、%)

支出額	人件	家屋	通信	交通	印刷	広告	文具	食糧	休泊	雑費
11,226	1,080	733	40	570	4,194	2,912	198	535	147	817
100.0	9.6	6.5	0.4	5.1	37.4	25.9	1.8	4.8	1.3	7.3

<注>割合の小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計は100%とならない。

### (3) 選挙公営費

(2)の印刷費の支出額のうち、選挙公営費として2,909千円を県が負担した。

これは支出額全体(11,226千円)の約25.9%にあたる。

## 4 支出の上位者

(単位:円)

	今 回		前 回	
	候補者名	支出額	候補者名	支出額
1	山口祥義	8,651,575	山口祥義	9,334,422
2	上村泰稔	2,574,377	今田真人	2,111,996

令和4年12月18日執行 佐賀県知事選挙 候補者別選挙運動費用収入支出表

(支出の制限額28,897,700円)

(単位：円)

候補者名	収入			支出										
	寄附	その他の収入	計	人件費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食料費	休泊費	雑費	計
上村 泰稔	2,574,380	0	2,574,380	190,000	200,000	3,017	0	1,575,620	329,588	15,829	96,470	147,300	16,553	2,574,377
山口 祥義	7,880,000	0	7,880,000	890,000	533,480	36,932	569,733	2,618,643	2,582,250	182,395	438,100	0	800,042	8,651,575
合計	10,454,380	0	10,454,380	1,080,000	733,480	39,949	569,733	4,194,263	2,911,838	198,224	534,570	147,300	816,595	11,225,952

令和4年12月18日執行 佐賀県知事選挙 選挙運動費用収入支出表

今回 (単位:円)

選挙区名	提出者数	収入			支出										
		寄附	その他の収入	計	人件費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	休泊費	雑費	計
佐賀県	2	10,454,380	0	10,454,380	1,080,000	733,480	39,949	569,733	4,194,263	2,911,838	198,224	534,570	147,300	816,595	11,225,952
平均		5,227,190	0	5,227,190	540,000	366,740	19,975	284,867	2,097,132	1,455,919	99,112	267,285	73,650	408,298	5,612,976

前回佐賀県知事選挙時(H30.12.16)

合計	2	9,253,396	0	9,253,396	1,232,000	1,001,596	146,269	489,373	3,229,087	3,905,417	121,177	610,317	162,560	548,622	11,446,418
平均		4,626,698	0	4,626,698	616,000	500,798	73,135	244,687	1,614,544	1,952,709	60,589	305,159	81,280	274,311	5,723,209

前回との増減

合計	0	1,200,984	0	1,200,984	-152,000	-268,116	-106,320	80,360	965,176	-993,579	77,047	-75,747	-15,260	267,973	-220,466
平均		600,492	0	600,492	-76,000	-134,058	-53,160	40,180	482,588	-496,790	38,523	-37,874	-7,630	133,987	-110,233

## 選挙運動に関する収支報告書について

### 1 収支報告書の提出（公職選挙法第189条）

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を、それぞれ次に掲げる期間までに、当該選挙を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

（１） 選挙期日の告示の日前まで、告示の日から選挙期日まで及び選挙期日の経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から15日以内に報告書を提出しなければならない。

（２） 上記の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に報告書を提出しなければならない。

### 2 収支報告書の要旨の公表（公職選挙法第192条）

収支報告書を受理したときは、選挙管理委員会は、その要旨を公表しなければならない。

その公表は都道府県選挙管理委員会にあっては、県公報により行う。

### 3 収支報告書の保存及び閲覧（公職選挙法第192条）

選挙管理委員会は、収支報告書を受理した日から3年間保存しなければならない。

何人も上記の期間内においては、選挙管理委員会の定めるところにより当該収支報告書の閲覧を請求することができる。

### 4 会計帳簿の保存（公職選挙法第191条）

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面を収支報告書提出の日から3年間保存しなければならない。

○ 選挙運動に関する支出金額の制限

(公職選挙法第194条、公職選挙法施行令第127条)

$$\text{制限額} = 7 \text{円} \times \text{選挙人名簿登録者数} + 24,200,000 \text{円} \\ (\text{100円未満切上げ})$$

選挙人名簿登録者数	選挙運動費用制限額
671,091人	28,897,700円

※ 選挙人名簿登録者数は、当該選挙における選挙人名簿の選挙時登録の日現在における総数

選挙時登録の日      令和4年11月30日

(参考)

◎ 過去の制限額について

平成30年12月16日執行 佐賀県知事選挙  
29,004,400円

## 選挙運動に関する収支報告書の費目

人件費 選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬

家屋費 選挙事務所の借上料、電話架設料、個人演説会場の借上料

通信費 電報、電話、葉書、封書等に要する費用

交通費 運動員、事務員、労務者に係る交通費（実費弁償）

印刷費 選挙運動のために使用するポスター、葉書及びビラの印刷費等

広告費 立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用

文具費 紙、筆、墨、その他選挙事務所において使用した消耗品等

食料費 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用、法律で認められた運動員、労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用等

休泊費 休憩及び宿泊に要した費用

雑費 ガス代、電気代、水道代及び汲取料等

※ 諸費目はおおよそ上記のように分類されるが、選挙運動の費用は、これだけに限るものではなく、おおよそ選挙運動に関する費用はすべて適宜上記の費目に当てはめ、記載されることとなる。

下記の支出は、広義では選挙運動に関する支出であるが、狭義では選挙運動期間外の支出であったり、候補者又は出納責任者の関知しない支出であったりすることから、公職の候補者個人の収支報告書に記載する必要がない。

(公職選挙法第197条)

1. 立候補準備のために要した支出で、公職の候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
2. 立候補の届出があった後、公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
3. 公職の候補者が乗用する船車馬等のために要した支出
4. 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
5. 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
6. 確認団体が行う選挙運動のために要した支出
7. 選挙運動用に使用する自動車及び船舶の借上料、ガソリン代、修繕代等に要した支出